

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 防衛装備庁技術戦略部技術連携推進官を廃止すること。（第百九十六条、第百九十七条、第百九十九条及び第百九十九条の二関係）
- 二 防衛装備庁次世代装備研究所を廃止し、同庁に新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所を置くとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第百七十五条、第百九十八条、第百九十九条及び第百一十三条から第二百一十八条まで関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 四 この政令は、令和六年十月一日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。（附則第一条関係）
- 五 関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第二条から第四条まで関係）